

平成 22 年 3 月 5 日

中央環境審議会
地球環境部会長
鈴木 基之 殿

社団法人 日本経済団体連合会
環境安全委員会地球環境部会長
猪野 博行

地球温暖化対策基本法案に対する意見

中央環境審議会地球環境部会（第 88 回）における審議に関して、以下のとおり、意見を提出いたします。

1. 地球温暖化対策基本法案の検討プロセスについて

地球温暖化対策基本法案は、国民生活や経済活動あるいは社会全般に大きな影響を与えるものです。それだけに、各種施策が経済や雇用に与える影響や国民負担等を明らかにした上で、国民・企業の意見を十分踏まえることが不可欠であると考えます。是非、情報開示を行って頂き、その上で国民各層との対話を丁寧に積み重ねて頂きたいと存じます。

また、本法案のような重要事項については、関連審議会等において時間をかけて慎重に審議すべきであり、その内容が法案に反映されるべきであると考えます。

2. 中長期目標の記載について

中期目標については、「すべての主要国による公平かつ実効性が確保された国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意」という前提条件の確保の基準を明確に示すとともに、国際的な公平性や実現可能性、国民負担の妥当性・納得性を確保し、国民の理解と合意の上で決定すべきであると考えます。

また、長期目標についても、少なくとも G8 合意の「2050 年までに世界全体での排出量半減」が、途上国を含めた国際合意となることを前提条件とすることが必要であると考えます。

3. 主要施策について

国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、固定価格買取制度等については、これらの施策全体の効果・国民負担を検証した上で、十分な国民的議論を経て本法案に盛り込む必要性を判断すべきであると考えます。

また、温室効果ガスの削減に量・コストの面で最も効果的な施策は原子力であることを直視し、国の明確な意志のもとで、「原子力の利用促進」を主要施策として明確に本法案に規定すべきであると考えます。

以上